

交通事故時ドライブレコーダー買替補償金制度 補償金規程

(補償の概要)

第1条 交通事故時ドライブレコーダー買替補償金制度に参画し、購入者様が購入したドライブレコーダーを販売した会社(以下「当社」とします。)は、購入者様が対象期間内に、対象自動車にてレッカー搬送を伴う自動車事故(被追突、盗難、故障による事故を除きます。)に遭い、事故後3カ月以内にドライブレコーダーを再購入された場合、購入者様に対して補償金4万円を給付いたします。

(用語の定義)

第2条 本規程において、用語の定義は以下のとおりです。

①購入者様

当社が販売するドライブレコーダーを購入したお客様をいいます。ただし、ドライブレコーダー購入後1ヶ月以内に所定の方法で当社の購入者リストに登録を行ったお客様に限ります。

②対象期間

購入者リスト登録日(申込日の翌日から1年間をいいます。初期不良等による無償の製品交換の場合も、対象期間は購入者リスト登録日から1年間とします。

③対象自動車

当社のドライブレコーダーが設置された自動車をいいます。

(補償金をお支払いしない場合)

第3条

(1) 当社は、次の事故または事由によって生じた事故に対しては、補償金を給付しません。

- ① 購入者様の故意、重大な過失、犯罪行為(過失犯を除きます。)または闘争行為
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故
- ⑧ 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間に生じた事故

⑨ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故

⑩ 日本国外において生じた事故

⑪ 法令等により禁止されているにもかかわらず対象自動車に定着、または、装着されている物

⑫ 直接、または、間接を問わず、次の事由によって生じた事故

ア. 差押え、収用、没収、破壊など国又は公共団体の公権力の行使

イ. 詐欺、または、横領

ウ. 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、通常の使用の限度を超える過酷な使用(レース・ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等)、または、レース場での事故

エ. 対象自動車に存在する欠陥、通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象(消耗部品・油脂類の消耗、劣化、腐食、摩滅、錆び等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、摩滅、錆び等)

(2) 当社は、次の場合は、補償金を給付しません。

① 当社が求める書類をご提出いただけない場合

② 提出書類に知っている事実を記載しなかった、または、不実の記載がある場合

③ 対象事故発生日から2ヶ月を経過した後に、当社へ補償金の請求がなされた場合、または対象自動車の修理のために入庫がなされた場合

(補償金の請求)

第4条 購入者様が本規程に基づいて補償金の給付を請求される場合は、次の書類を当社まで提出いただくものとします。

(1) ドライブレコーダー本体

(2) ドライブレコーダーの事故映像データの記録された SD カード

(3) 警察が発行する事故証明書(写でも可)

(4) レッカー搬送の証明書類

(5) 再購入されたドライブレコーダー等のレシート

(6) 補償金請求書

(他の補償制度との関係)

第5条 本規程による補償金の給付は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

(本規程の変更)

第6条 当社は、本規程を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、変更日以降の本サービスの補償内容、および、補償条件は変更後の規程が適用されるものとします。

(個人情報の取扱)

第7条

- ① 当社は、本サービスに関する購入者様の氏名、および、対象自動車に関する情報その他の情報（以下「個人情報」といいます。）を、本サービスの提供に当たり、必要な範囲で書面、または、電子媒体により第三者に提供することがあります。ただし、購入者様ご自身のお申出により、当該購入者様の個人情報の第三者への提供を停止することができます。
- ② 当社は、本サービスによりご提出いただいた事故データを個人情報が特定できないような措置を講じたうえ、事故削減のための統計・啓蒙活動などに役立てるため、ドライブレコーダー協議会へ提供します。
- ③ 当社は、業務委託先に個人情報を預託する場合は、個人情報を保護するための措置を講じたうえ預託します。
- ④ 個人情報の開示、訂正、および、その他のお問合せに関しましては取扱説明書の裏面、および、パッケージ記載のお問い合わせ先までご連絡してください。なお、お問合せに係る書面、および電話等の内容につきましては記録を行い保存させていただく場合があります。

以上